

[contents]

1 ～ 2

東日本大震災行方不明者 2年以内は死亡一時金を支給

平成26年6月17日、日本年金機構は東日本大震災行方不明者に対して死亡届受理日翌日から2年以内に死亡一時金の請求があった場合は死亡一時金を支払う旨を公表した。

2

電子申請による届出が可能な 申請書が10届追加に

平成26年7月1日から、電子申請で届出できる届書に「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届・月額変更・賞与支払届」等10届が追加された。

3 ～ 4

年金制度の国際比較 2階建ては日本と英国のみ

平成26年6月、厚生労働省は「年金制度の国際比較」を公表し、日本、アメリカ、英国、ドイツ、スウェーデンで、年金制度や強制加入対象、保険料率、支給開始年齢等について比較を行った。

5 ～ 6 クローズアップ年金事務所

魚津年金事務所

国民年金保険料納付率や厚生年金保険料徴収率が全国トップクラスに位置し、また、職員のプレゼン能力を高め年金制度の普及・啓発に努める魚津年金事務所を取材した。

Topics

平成25年度国民年金保険料 現年度分の納付率は60.9%

平成26年6月23日、厚生労働省と日本年金機構は連名で「平成25年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」を公表し、国民年金保険料の最終納付率^{※1}と現年度分納付率^{※2}や、今後の取組等について言及した。

これによると、平成23年度分（過年度2年分）の最終納付率は65.1%で、平成23年度末時点より6.4ポイント、平成24年度末時点より2.5ポイントアップした。また、平成25年度分の現年度納付率は60.9%で、前年度より1.9ポイントアップした。現年度納付率については312年金事務所のうち311事務所で前年度より上昇した。都道府県別にみると、すべての都道府県で上昇した。

このように納付率が改善された要因としては、特別催告状^{※3}を送付して納付督促の対象者が拡大したこと、また、年金事務所と市場化テスト受託事業者との連携により納付督促の強化がなされたことなどが考えられる。

平成26年度の主な取組としては、次のことが挙げられている。

○未納者の属性に応じた収納対策の徹底・強化を図る。具体的には、所得や納付の状況など被保険者の置かれた実情を踏まえつつ、納付督促、免除等勧奨、強制徴収を実施する。また、年金事務所において必ず実施する取組を具体的に定め推進するとともに、若年層の納付督促を強化する。

○機構全体、ブロック本部及び各年金事務所において行動計画を策定するとともに、それを推進する役割と体制を明確にし、収納対策を組織的に推進する。

○市場化テスト受託事業者との協力・連携体制を強化する。

○強制徴収の実施に当たっては、最終催告状の確実な送付を行い、それでも自主的に納付しない者について滞納処分を実施する。特に、控除後所得400万円以上かつ未納月数13月以上の滞納者に督促を実施する。また、強制徴収に集中的に取り組む期間を設ける。

※1 最終納付率：未納分を遡って納付できる過去2年分を集計。

※2 現年度分納付率：平成25年4月分～26年3月分の保険料のうち26年4月末までに納付された月数を集計。

※3 特別催告状：免除勧奨を実施しても免除申請のない人や強制徴収対象者の選定から除かれる人のうち、効果が見込まれる人を対象とした催告状。

平成25年度の国民年金保険料の納付状況

※（ ）内は前年度からの伸び

	平成23年度末時点	平成24年度末時点	平成25年度末時点
平成23年度分 保険料	58.6%	62.6% (+ 3.9 ポイント)	65.1% (+ 2.5 ポイント)
平成24年度分 保険料		59.0%	63.5% (+ 4.5 ポイント)
平成25年度分 保険料			60.9%

※平成25年度保険料については、納付対象月数14,481万月（対前年度比△5.2%）、納付月数8,871万月（対前年度比△2.1%）となっている。

東日本大震災行方不明者 2年以内は死亡一時金を支給

平成26年5月13日、厚生労働省は「東日本大震災により行方不明になった者の死亡一時金の請求期間の取扱いについて」を日本年金機構に宛てて通知した。

これを受けて、日本年金機構では決定事項として、法務省の「東日本大震災により死亡した死体未発見者に係る死亡届の取扱いについて」により死亡届が受理された者について、死亡一時金の請求が受理日の翌日から2年以内に出されたならば死亡一時金を支払うこととした(6月17日公表)。これまでは、東日本大震災から3カ月経過した日の翌日(平成23年6月12日)から2年を超えて死亡一時金の請求があった場合は、消滅時効により支給されなかった。

また、東日本大震災以外の場合でも、次のような事情により死亡一時金の請求が著しく困難であった場合にも死亡一時金の支給が行われることとなった。

- 両親が死亡または行方不明となり、未成年者の子のみが残された場合
- 居住している自治体の行政機能が、長期間回復しなかった

場合

- 遠隔地への移転を余儀なくされ、また、行政上の手続きが特に困難な事情があった場合
- なお、遺族年金については、

5年が経過すると、請求時に遡って受け取れる年金は5年分だけとなるため、遅くとも平成28年6月末までに請求手続きを行う必要がある。

◆参考

「東日本大震災により死亡した死体未発見者に係る死亡届の取扱いについて」

(抜粋) (平成23年6月7日付法務省民一第1364号法務省民事局民事第一課長通知)

- 死亡届には、診断書又は検案書(以下「診断書等」という。)を添付しなければならないが、「やむを得ない事由」によって診断書等を得ることができないときは、診断書等に代えて「死亡の事実を証すべき書面」を添付することができる。
- 東日本大震災により死亡したと認められるとして死体未発見者を事件本人とする死亡届に添付すべき「死亡の事実を証すべき書面」について
 - ①届出人の申述書
 - ②事件本人の被災の状況を現認した者、事件本人の被災直前の状況を目撃した者等の申述書
 - ③事件本人が東日本大震災の発生時に被災地域にいたことを強く推測させる客観的資料(在勤を証明する資料、在学を証明する資料等)
 - ④事件本人の行方が判明していない旨の公的機関の証明書又は報告書
 - ⑤その他参考となる書面(新聞等の報道資料、僧侶等の葬儀執行証明書等)

電子申請による届出が可能な申請書が10届追加に

平成26年7月1日から「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届」等、計10届が電子申請で届出できるようになった。これにより、従来の247届に加えて257届について電子申請が可能になる。

【追加された届出】

- 厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届
- 厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届
- 健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届
- 健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届
- 厚生年金保険養育期間標準報酬

月額特例申出書

- 厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例終了届
- 船員保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届
- 船員保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届
- 厚生年金保険(船員)70歳以上被用者該当・不該当届
- 厚生年金保険(船員)70歳以上被用者月額変更(基準日)・賞与支払届

※従来の電子申請対象申請書等については下記を参照。
<http://www.nenkin.go.jp/n/www/share/pdf/sinsei/04list.pdf>

PDF形式の電子添付書類が利用可能に

平成26年7月1日から電子添付書類で、現行のJPEG形式に加えて、PDF形式が利用できるようになった。さらに電子申請

データ送信時のデータ容量が99MBに拡大された。

ただし、利用者による下記の設定等はできない。

- パスワードや暗号など、セキュリティに関する設定
 - 3D画像、動画情報、音声情報の埋め込み
 - ポートフォリオ機能によるPDFファイルの作成
- なお、CD等の電子媒体による電子媒体申請については、「届出作成プログラム」が7月1日よりバージョンアップされ、Windows 8にも対応できるようになっている。

厚生年金保険・国民年金事業 市町村別状況が公表される

平成26年 6 月27日、厚生労働省は「厚生年金保険・国民年金事業 市町村別状況（平成26年 3 月末現在）」を公表した。

適用状況について一例を挙げると、東京都千代田区の場合は、第 1 号被保険者数8,530人、任意加入被保険者数2,312人、第 3 号被保険者数5,015人、保険料全額免除者数1,726人、保険料一部免除者数113人、付加年金保険料納付被保険者数1,182人であった。

給付状況については、全体では表のようになっている。

■平成 25 年度の国民保険料の納付状況

【国民年金】

(一例)	老齢給付		障害給付		遺族給付	
	受給権者 (人)	年金総額 (千円)	受給権者 (人)	年金総額 (千円)	受給権者 (人)	年金総額 (千円)
東京都 千代田区	9,479	6,211,470	431	376,478	70	54,536

【厚生年金保険】

(一例)	老齢給付		障害給付		遺族給付	
	受給権者 (人)	年金総額 (千円)	受給権者 (人)	年金総額 (千円)	受給権者 (人)	年金総額 (千円)
東京都 千代田区	8,121	6,704,710	132	112,984	1,583	1,872,801

年金制度の国際比較 2階建ては日本と英国のみ

平成26年 6 月、厚生労働省は「年金制度の国際比較」を公表し、日本・アメリカ・英国・ドイツ・フランス・スウェーデンの 6 カ国において、制度体系、強制加入対象者、保険料率、支給開始年齢、受給資格期間、国庫負担についての比較を行った。

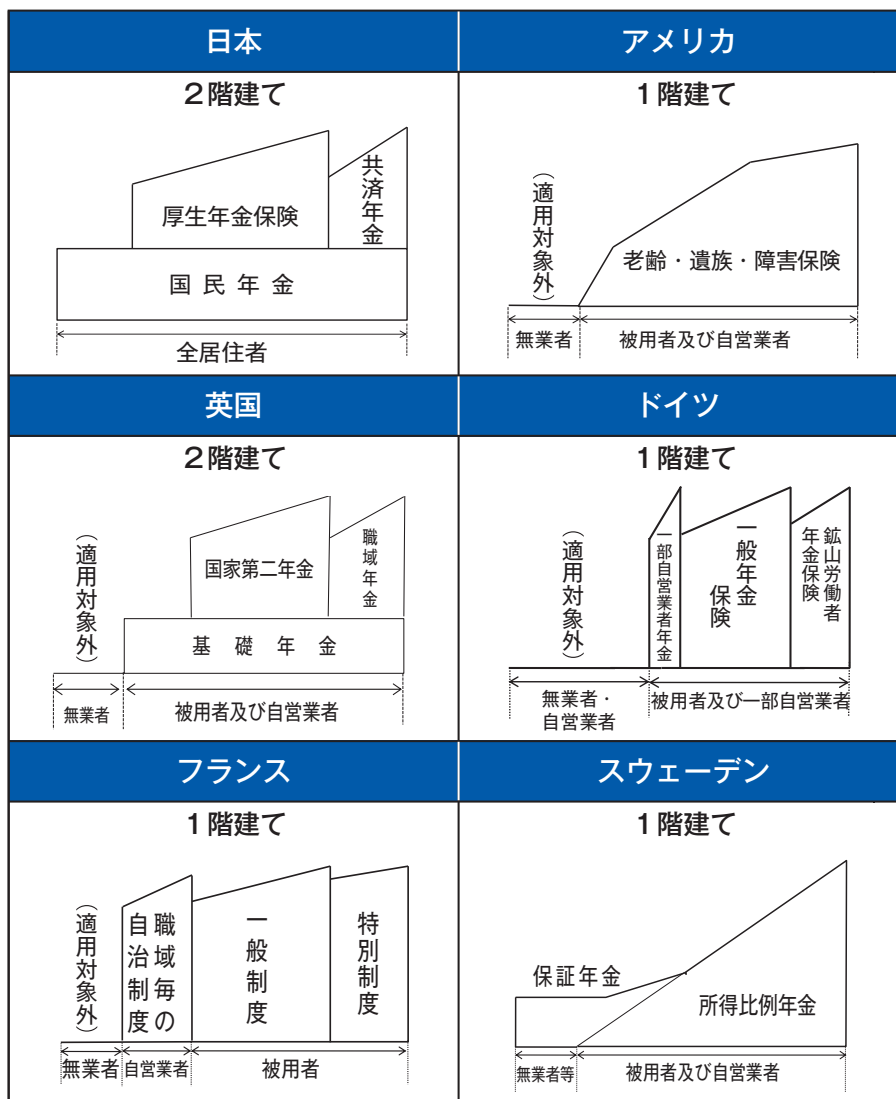
【制度体系】

日本と英国は 2 階建てだが、それ以外の 4 カ国では被用者と自営業者を一元化した 1 階建ての体系となっている（図 1）。英国は 1 階が「被用者及び自営業者」の基礎年金で、2 階は国家第二年金等の付加年金となっている。

【強制加入対象者】

「全居住者」を対象としているのは日本のみで、他の 5 カ国は「被用者及び自営業者」を対象としている。

図1 年金制度体系の国際比較



【保険料率】(2013年末)

6カ国中、最も保険料率が高いのは英国の25.8%（一般被保険者）だが、本人負担12.0%・事業主13.8%に分割され、保険料は労災、雇用保険等の財源にも利用される。

最も保険料率が低いのはアメリカの12.4%で本人と事業主で折半される。

日本はフランスについて3番目に低い保険料率となっている（図2）。

【支給開始年齢】

最も早いのがフランスの61歳2カ月（2017年までに62歳に引上げ）、最も遅いのがアメリカの66歳（2027年までに67歳に引上げ）となっている。また、スウェーデンのように61歳以降本人が選択するという方式をとっ

ているところもある（図3）。

【年金受給資格期間】

日本は25年（2015年10月に10年に短縮予定）、アメリカは10年相当となる40加入四半期、ドイツは5年だが、英国、フランス、スウェーデンにはない。

【国庫負担】

図4のように、各国の財政事情による。

図2 保険料率の国際比較（2013年末現在）

日本	アメリカ	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン
（一般被保険者） ・厚生年金保険： 17.120% *労使折半 ・第1号被保険者は定額（2013年4月から15,040円）	12.4% *本人6.2% 事業主6.2%	（一般被保険者） 25.8% *本人12.0% 事業主13.8% ※保険料は労災、雇用保険等の財源にも利用される	（一般被保険者） 18.9% *労使折半	（一般被保険者） 16.85% *本人6.85% 事業主10.0%	17.21% *本人7.0% 事業主10.21% ※その他に遺族年金の保険料1.17%が事業主にかかる（老齢年金とは別制度）

図3 支給開始年齢の国際比較（2013年末現在）

日本	アメリカ	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン
・国民年金：65歳 ・厚生年金保険： 男性61歳 女性60歳 ※男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引上げ英国	66歳 ※2027年までに67歳に引上げ	男性65歳 女性61歳11カ月 ※女性について2018年までに65歳に引上げられた後、男女ともに2020年までに66歳に引上げ ※さらに、2034年から2046年にかけて男女ともに66歳から68歳に引上げ	65歳2カ月 ※2029年までに67歳に引上げ	61歳2カ月 ※2017年までに62歳に引上げ	61歳以降本人が選択 （ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳）

図4 国庫負担の国際比較（2013年末現在）

日本	アメリカ	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン
基礎年金給付費の1/2	原則なし ※2011・2012年については保険料引き下げに伴う一時的な特別措置として国庫負担が行われた	原則なし	給付費の27.8%（2012年）	一般税、一般社会拠出金（CSG）等から約31.4%（2012年）	保証年金部分

【クローズアップ年金事務所】

職員のプレゼン能力を高めて 年金制度の普及・啓発を促進

魚津年金事務所（富山県）

魚津市は、蜃気楼や2000年前のスギの埋没林で有名なほか、立山連峰の自然、ホタルイカなどの海の幸にも恵まれ、「全国の住みよさランキング」（『都市データパック』2014年版）では総合15位。来年春に開業する北陸新幹線は同じ県内の黒部市、富山市、高岡市に停まり、東京へのアクセスが便利になる。

魚津年金事務所は、管内の国民年金保険料の納付率、厚生年金保険料の徴収率が全国でトップクラス。民間出身の所長の経験も生かされ、職員のプレゼン能力向上など、業務改善に向けたさまざまな試みがなされている。



民間にいた経験を業務や 職員スキルの向上に生かす

魚津年金事務所は、魚津市、黒部市、滑川市、上市町、立山町、入善町、朝日町、舟橋村の3市4町1村（人口約21万人）を管轄。職員数は31名で、うち正職員15名、準職員4名、有期職員12名だ。

藤田尚樹所長は外資系の保険会社出身。平成22年1月に日本年金機構に採用され、愛媛県松山西年金事務所、新潟県上越年金事務所を経て、平成25年より現職。民間での経験を生かした業務改善や職員の意識改革に取り組んでいる。たとえば、効果的なプレゼンの仕方や、パワーポイントを使った魅力的な資料の作り方などを職員に教えているのもその一つ。お客様や事業所との折衝、年金制度の大切さを普及するうえでも必要な能力だ。本部主催のサービス・業務改善コンテストにも同年金事務所は積極的に参加し、昨年度は中部ブロック代表としてプレゼンした。

また、「こうすればもっとよ



くなる」というアイデアが湧くと、藤田所長はその都度職員に提案もしている。「でも職員はまだ民間のやり方に慣れない部分もあり、急に詰め込むと『過ぎたるは猶及ばざるが如し』になる。中庸を意識した業務改善や意識改革をめざしています」。

魚津年金事務所管内の国民年金保険料納付率、厚生年金保険料収納率は全国トップクラス。それをさらに伸ばそうと職員たちは日々努力しているが、伸びしろが小さいので改善率が評価されにくいのが悩みではある。

管轄する市町村との協力・連携はスムーズだ。「年金は地方経済の活性化・循環にも大きく貢献するもの。そのことを各市町村長に直接会って説明し、また、各市町村の国年担当者向けに開催する研修でも説明しているからか、どの市町村も所得情報の提供はもちろん、国年保険料納付率向上のための口座振替の推進、免除取得にも積極的に取り組んでくださっています」。

職員のスキルアップに関しては、職員一人ひとりが自らの目標（ミッションステートメント）を設定し、セルフリーダーシップをとって行動することを掲げており、それが本部の組織目標

の達成にもつながる重要な要素だと考えている。

組織目標を常に意識した行動を「習慣化」することも必要だ。「良い習慣を身に付けることは、組織目標の達成に留まらず職員個々の自己実現にもつながる。そういう組織に成長することで、公的年金制度を支える永続的な組織として国民の信頼を得ることができると信じています。また、国民の信頼を得る説明をするには、まず職員一人ひとりが公的年金制度をいかに愛しているかも大切だと思っています」。

職員一人ひとりに 目配り・気配り・おもいやり

「魚津年金事務所は小規模ですが、家族的な雰囲気がいい」と**柳澤宏昭副所長**。今年は市町村の協力を得ながら地域型年金委員の研修に取り組んでいく。ただ、管内は広く交通手段も限られ、車を運転できない委員もいるので、柳澤副所長自ら各地に出向いて研修を行うつもりだ。

市町村との関係については、「市町村の協力あっての年金事



業。さらに友人のように気軽に相談し合える関係をつくっていかれたらと思っています」。

管内の公的年金保険料の納付率は非常に高いものの、非正規雇用の若い世代の納付率が低い。同年金事務所では地域年金展開事業のなかで今年から、学校だけでなく事業所単位でも年金制度の説明会を実施し、特に非正規の若者へのアプローチに力を入れる。事業所のなかには多忙を理由に説明会を断るところも少なくないため、15分など短時間で内容もピンポイントに絞った研修もし、事業所の理解を徐々に得たいと考えている。

目標は、各課の行動計画が達成できるよう、日ごろから情報収集し、今後の取り組みを各課と協議しながら進めること。また、少ない職員数だけに1人当たりの仕事の重要度が高いので、「職員の健康や仕事量の配分に対して『目配り・気配り・思いやり』も心がけたいです」。

限られたマンパワーで効率的に適用を進めることが課題

厚生年金適用調査課の職員は7名で、管轄事業所数は約2,700件。管内は広く、海もあり山もありで、漁業・林業・農業含めあらゆる業種があるのが特徴だ。また、代表者一人だけの事業所から世界的企業まであり、「どんな種類の事業所にも対応できないといけないというのが、大変な部分かもしれませんね」と



早川正則厚生年金適用調査課長は話す。

未適用事業所の適用促進についても、時間がかかる・できるだけ後回しにしようとして来る事業所もあり苦労する。今年は昨年よりもいっそう高い目標を抱えており、限

られたマンパワーでいかに効率的に実施するかが課題だ。「魚津年金事務所は職員数は少ないものの、職員一人ひとりのレベルは人並み以上だと思う。今年は30分ほどのミニ研修を課内で行い、さらなるレベルアップを図りたいです」。

1円でも多く徴収する気持ちで滞納事業所を減らす

厚生年金徴収課の職員は4名。「いずれも2～3年の経験をしている職員なので、心強いです」と**大久保宏**厚生年金徴収



課長。管内の厚生年金保険料の徴収率は99.49%と全国トップクラスだが、それでも滞納事業

所数は業種に偏ることなく125事業所ある(平成25年5月末)。決算書、財産調査、代表者の聞き取りを見ても資金繰りが悪く、財産がほとんどない滞納事業所もあり、そうしたところからいかに社会保険料を捻出させるか、その折衝が苦労する部分だ。

今年度は、「収納未済を前年度以上に減少させ、前年度を超える収納率目標を達成する」「新しい滞納事業所を増やさない、滞納事業所数を1つでも減らす」を常に意識していくという。「課一丸となり、1円でも多く徴収する心構えできめ細かく対応していきたいです」。

ケガから仕事に復帰 国民年金の大切さを実感

国民年金課は職員8名。**経明博**国民年金課長は1年半前に大けがをして一時休職を経験した。幸い無事に復帰したが、当初は障害も残るの



ではと危ぶまれたため、万が一障害を負っても障害年金を受けられる年金制度の大切さをあらためて実感。「国民年金でだれにも損をさせたくない、みんなに幸せになってほしいと思い、加入していない人には加入を勧め、免除や第三号になる可能性のある人にはその道を勧めるなどしています」。

年金制度は破綻すると思っている人も大勢いるが、そういう誤解を払拭して、将来世代にも安心してもらいたい。「休職した分、国民年金には特に思い入れを持って、これからも仕事をしたいと思っています」。

朝礼時にミニ勉強会を開催 他課職員も交えてテストを実施

お客様相談室は職員10名。年金相談ブースは4つで、相談者数は1日40名程度だ。待ち時間は場合にもよるが、だいたいは2～3分。中部ブロックで最も待ち時間が短い年金事務所だ。

職員のスキルアップについては、毎朝相談室内で朝礼時にミニ勉強会を開催し、事務処理誤りの事例や法律改正等を学んでいる。また、相談室だけでなく他課職員も年金相談ができるよう、任意の研修会を月2回実施。「今年度は研修内容を見直して簡単なテストをしたり、実際に窓口に立った場合のシミュレーションなどOJTでの研修を実施しています」と、**沢口輝**お

客様相談室長は

話す。テストは全20問で、15分間で解く。問題を作るのは沢口室長自身。「作るほうも大変です」(苦笑)。今後については、「お客様目線をさらに心がけ、『来てよかった』と思われる体制を作りたいです」。

